

「標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示等について」に関する
意見募集の結果について

平成25年3月8日
国土交通省自動車局

国土交通省では、平成25年1月25日から平成25年2月23日まで、「標準自動車運転代行業約款の一部を改正する告示等について」に関する意見の募集を行い、21件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

パブリックコメントの意見及び国土交通省の考え方

代表的な意見の概要	延べ提出者数	国土交通省の考え方
	① 利用者の求めに応じた領収書の発行関係	
○推奨する(賛成)。	3	利用者の料金制度に対する不透明感を払拭するため、今般、利用者の求めがあったときは、收受した料金の額を記載した領収書を発行する旨を標準自動車運転代行業約款に記載することとしました。
② 代行行運転役務の提供の条件の説明方法の明確化関係	6	
○推奨する(賛成)。	3	利用者の料金制度に対する不透明感を払拭するため、料金表で料金の説明をするとともに、その料金表を使い目的地を当てはめて支払うこととなるべき料金の概算額を説明すると明記することにより、料金の概算額に係る算定根拠が利用者に明示されるよう措置しました。
○料金表については料金表を利用者に示し、料金表の概要を口頭により明確に伝えることとするべき。	2	今までのやり方と考え方を変えたものではなく、通達(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に係る運用上の留意事項等について(平成14年国自旅第25号))中の料金の概算額の説明を改めて分かりやすく書きなおしたものです(今までも料金表を示し、目的地に照らして料金の概算を説明することで算出根拠含めて料金の概算を説明していると解されるところ、今般、料金表で料金の説明をするとともに、その料金表を使い目的地を当てはめて

		支払うこととなるべき料金の概算額を説明すると明記することにより、単に料金表を示すこと、概算額を伝えることだけではないということを分かりやすく記載したものです。)
	○利用者を最初に定義しているが、酔った状況で説明されても果たして理解できるか疑問ゆえ、酔う前に説明するなどの付記をした方がまだ実効性があるのではないか。	1 今回の改正は酔う前に説明することを否定するものではありません。運転代行業は主として酔客等に役務を提供するものであるため、代行運転役務の提供の条件の説明は、概算額以外の、掲示した料金等は書面に記載して利用者に交付するとともに口頭でも説明することが必要とされています（利用者の了解がある場合には口頭説明のみも可）。
③	白タク行為に係る行政処分基準の強化関係	4
	○賛成	3 白タク行為の抑止を図ることを目的として、過去2年間に法第22条に基づく行政処分等がなく、白タク行為が偶発的な場合に注意にとどめる特例を廃止し、法に基づく指示をすることとしました。
	○代行業者の白タク行為より、代行業者以外の者による白タク行為を取り締まってほしい。	1 今回の改正は、運転代行業者による白タク行為の抑止を図ることを目的としたものでありますが、運転代行業者以外の者による白タク行為も当然違法であるため、引き続き厳正に対処して参りたいと考えております。
④	自動車運転代行業の適正化に向けた御意見関係	8
	○料金メータを備えて適正料金の均一化を図ることが必要。	1 自動車運転代行業は、専ら、夜間の繁華街という限られた時間及び場所における酔客を対象に行われることから、料金については運転代行業者に対し営業所への掲示、利用者への口頭及び書

		面を交付しての事前説明を課すことで、利用する側にも了解して頂いた上で利用して頂いているものと認識しており、料金メーターを使用すること等まで義務付ける必要はないと考えております。
○営業ナンバーの義務化	1	自動車運転代行業は、利用者に代わって自動車を運転する役務を提供する業務であり、利用者を運送する事業ではないため、事業用自動車としての登録を行うことは困難ですが、引き続き、新規認定時等における随伴用自動車に係る届出やペンキ等による表示の義務づけにより、随伴用自動車の特定を行ってまいります。
○取り締まり及び更なる行政処分の強化等が必要。	1	いただいたご意見については、今後の自動車運転代行業の業務の適正化に関する検討の参考とさせていただきます。
○その他自動車運転代行業に関する改善意見	5	いただいたご意見については、今後の自動車運転代行業に関する検討の参考とさせていただきます。
合 計	21	